

丹波市自治協議会のあり方懇話会に関する運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹波市自治協議会のあり方懇話会設置要綱（平成30年丹波市告示第452号）第8条の規定に基づき、丹波市自治協議会のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 会議（会議において配布された資料を含む。以下この条において同じ。）の公開又は全部若しくは一部の非公開は、座長が会議に諮って、これを定める。

2 会議の公開に際しては、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）及び丹波市自治基本条例の趣旨に照らし配慮するものとする。

(傍聴に関する事項)

第3条 懇話会の傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(会議録の作成)

第4条 懇話会の会議録は、まちづくり部市民活動課において作成する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。